

中国情報 <2002年9月>

- ◇ 02年5月、北京では「駐在員事務所へ一斉手入れ」が実施された
- ◇ 広州では「脱税の密告」への報奨金上限が、10万元以下からアップする
:北と南で中国は税収を増加させています。当局の狙いは明らかです
- ◇ 当社へも9月、朝一で労働社会保障局から「突然の査察訪問」を受けました
- ◇ 2003年1月から、外資系・中国系共に、法人税が「約25%」に統一する予定です？
その影響として「2年間免税・3年間50%」の処置は、どうなるのか？
(11月に最終決定を出すらしい)

中国情報 < 2002 年 10 月 >

- ◇ 2003 年からの税制改革で、「2免・3半」はどうなるのか？
 - : 上海では「2免・3半」を順守されるだろう。法治主義が進み、法律関係者がレベルアップしている。（地方は未だ、低レベルなので、不明）
 - * 中国 CPA からは「税制改革: 約 25%」は無理だろう。法律関係者からは実施するだろうと意見が分かれました。（11 月の共産党大会で決める予定）
- ◇ 「知的所有権」について、現状の法務はどうなっているのか？
 - : 知的所有権についても法律設定も進めているので、順守される方向に行っている。
 - * 知的所有権については、「コピーやフェイクのどこが悪い」との庶民意識があるので、解決は難しい。違反取締については、上海では専門の管轄部署を設けて対処している。
 - : 上海エリアに、日系企業による「知的所有権問題研究会」が発足する。
- 02 年上期の売れ筋としては、「住宅・車・コンピューター」関連がメインになった。
- 中国: 上海は 2008 ~ 2010 年ごろまでは、好景気が予想され、外資の進出も続くだろう。
- 流通業の問題として
 - 小売業のオーバーストア状態 物流問題: 各段階での過剰在庫

中国情報 < 2002年11月 >

<< 中国における、会計上のアドバイス >> 3・4月

どんな経営財務データ・資料が提供されるかを確認する。

「推移表・試算表・CF表・経営分析表・仕訳日計表・決算書・内訳表 等」

データの納期を厳守させるため、「罰則：ペナルティ条項」を契約書に追加するのは？

実務

伝票をファイルする順番が逆です。下が最新の日付で、上が最も古い日付になります
領収書に偽物があり、注意を要します。2002年も違反者が銃殺刑にされた
1,000元(約15,000日本円)以上の現金支払に制限があります。国務院通達によっ
ていますが、罰則は規定されていません

固定資産(2,000元以上)の償却期間は、「最短期間」以上ならば自由に設定が可能です

福利厚生費の一部には「給与」に算入するため、個人に税金が掛かります

「売掛金と未収入金・仮払金」と「買掛金と未払費用」の区別が不明です

現金帳&銀行帳以外に、総勘定元帳にも「現金・銀行」科目で、記帳する必要があります。
理由? 罰則は「3,000元~5万元」です

毎月決算を実施します。発生主義を標榜していても、実際は現金主義に近いです
「その他」の名称の勘定科目がある? 「未だに理解不能、マタ金額も大きい」
費用は3分類「A 販売費用・B 管理費用・C 財務費用」だけになる

* A 販売と B 管理の相違を知らない

* C 財務は営業外費用に、銀行関連費用(小切手購入・振込手数料等)を加える
勘定科目「営業利益」がナイ (実際は存在するが、真の意味ではナイ)

修正や調整をする場合、伝票に「 : マイナス」を記入できます。更に、中国の会計
ソフトでは、「 : マイナス」入力も可能です

Ex: 交通費の修正「交通費 10元 / 現金 10元」

保証金は「流動資産」で処理する(未収入金)

減価償却費は、購入した「翌月」から償却する

伝票記入や記帳する時、ペンを使う。「ボール・ペン」は使用不可!

事実

大多数の中国CPA・会計が経営を知らないので、「経営データ・資料」を収集できな
いことがアル

中国系財務ソフトは、「データ算出ナシ・修正不可」で使い難い

給与・社会保険ソフトは修正回数や項目が多すぎて、素人には無理か ?

21 大企業では、社員の「約20~25%」は経理・会計に所属する

22 サービス業は社会的地位が低かったため、「下の下」職業と見られていた

(実際の経験から知りえた事です。本社財務担当者へ説明する時に、注意が必要です。
マダマダ見つかかりそうです ?)
契約書を「日本語」にすると、かなりトラブル防止に役立ちます !

* 税制改革の続報から、「03 年からの改革は、簡単でない！」:税務当局者
の話です

共産党の16回大会(11月開催)を目前に控えて、中国政府は深刻な財政赤字を「所得税の徴収」強化策でカバーするつもりです。上海関係では以下の点について、特に注意が必要です

- ◇ 日本人社員の「日本での給与支給分」
- ◇ 駐在員事務所の「税金申告」と「営業活動」
- ◇ 法人の「移転価格関連」

が、一番先に狙われています

中国情報 < 2002年12月 >

< < 外貨関連についてのアドバイス > >

I. 外貨での支払利息に対する源泉税(上海では、10%)

: 内税か外税か事前に決める

借入前に、外貨管理局へ「長期借入金の契約書」を見せて「外貨債務登録書」を貰う
外貨の「借入専用の口座」を作って、振り込ませる

「借入専用の口座」から、返済・送金する。上記の支払利息分源泉税を、翌月に納付する

II. 支払配当金の源泉税

外国籍の個人は、免税になり、外国企業は「20～33%」

: 中国内の設立法人へは「33%」になり、海外企業へは「20%」になります

III. ロイヤリティーやノウハウ使用权の送金

外貨管理局の許可を得た外貨一般口座を開設する

銀行で両替し、送金する。必要書類は、「ロイヤリティー関連の契約書」と「税務当局の免税証明書」

: 許可申請時に、「ロイヤリティー関連の契約書」が必要になる

: 勘定科目は「ロイヤリティー使用权 / **未払費用**」にする

IV. 外国籍社員で、RMB 給与を外貨へ両替する場合

: 「外国人就業書」「居留書」「パスポート」「税務局の納税証明書」「給与総額使用手帳」を持って、銀行で両替する。

: 両替を許可されている銀行・支店が指定されていますので、注意してください

: 手取給与は全額両替できる。(条件付で、外貨の給与を支払える)

* 給与総額使用手帳を取得するには、会社が年金に加入している必要がある

< 上記情報は上海ですので、詳細を各担当

「**税務署や外貨管理局や指定銀行**」へ必ず問合せてください >